

金融審議会特別部会における審議を踏まえた、各業法上における個人情報漏えい等防止のための法制上の措置について

平成 16 年 12 月 20 日

1. 基本的考え方

各業法に基づき、金融分野の個人情報取扱事業者においては個人情報情報の適正な管理が求められるところであり、明年 4 月以降の個人情報の保護に関する法律の施行を踏まえ、事業者における以下の措置の実施の確保を各業法の施行規則上明らかにすることとする。

- ① 個人情報に関する情報の漏えい、滅失又はき損の防止のための、情報の安全管理に係る取扱規程及び組織体制の整備等並びに委託先の選定及び監督等の必要かつ適切な措置の実施
- ② 個人信用情報機関から提供を受けた資金需要者の借入金返済能力に関する情報を、資金需要者の返済能力の調査以外の目的に使用することの禁止
- ③ 業務を行う際に知り得た個人情報に関する人種、信教、門地、保健医療についての情報その他の特別な非公開情報を、適切な業務運営その他の必要と認められる目的以外の目的に使用することの禁止

2. 具体的な施行規則上の規定について

- ① 原則として、個人情報から個人情報を取得する事業者に係る業法施行規則においては、上記三点を明記する。
記載方法は、各業法における施行規則への委任条項の態様に応じ、これを定めることとする。
- ② なお、各業法において、そもそも上記の内容に係る情報の取得が予定されていないと認められる場合(信用情報機関からの情報取得が想定されない場合等)等においては、当該規定を定めないことがあり得る。